

広島市不妊治療費助成事業のご案内

広島市では、特定不妊治療を受けているご夫婦に対して、治療費の一部を助成しています。

1 助成を受けることができる人

次の要件をすべて満たす方です。

- ① 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ② 体外受精または顕微授精以外の方法では妊娠が望めないと医師が診断していること
- ③ 指定する医療機関で体外受精または顕微授精の治療を受けていること
- ④ 申請時に、夫婦の両方、またはどちらか一方が広島市内に住所を有していること
- ⑤ 治療開始時における妻の年齢が43歳未満であること
- ⑥ 前年(1月～5月に申請する場合は前々年)の夫婦の所得の合算額が730万円未満であること

〇ここでいう所得額は、以下の表を用いて、 $A - (B + C)$ の計算を行ってください。

金額	夫の金額	妻の金額
A 総所得額 二年間収入金額－必要経費（給与控除額等）	円	円
B 社会保険料等相当額	80,000 円	80,000 円
C 控除額計 下記のア～カまでの合計で該当する場合のみ		
↑ ア 雑損控除	円	円
イ 医療費控除	円	円
ウ 小規模企業等共済等掛け金控除	円	円
エ 障害者控除 （1人あたり27万円）	円	円
オ 特別障害者控除 （1人あたり40万円）	円	円
カ 勤労学生控除 （1人あたり27万円）	円	円
上記AからB及びCを引いた額が所得額です。	D 円	E 円



☆上記①～⑤に加えて、上の表で算出した夫D+妻Eの合計金額が730万円未満であれば、助成対象です。

2 助成回数

初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢が40歳未満の方	43歳になるまでに通算6回まで
初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢が40歳以上の方	43歳になるまでに通算3回まで
治療開始時の妻の年齢が43歳以上の方	対象外

*回数は、他の都道府県、指定都市及び中核市から受けた助成を含みます。

*広島市独自の制度として、第2子以降の特定不妊治療費の助成制度を行っています。このため、上記の助成回数が増える場合があります。詳細はP4をご覧ください。

3 申請方法

(1) 申請窓口：お住まいの区の保健センター

(2) 申請期限：治療が終了した日の

翌日から起算して2か月以内

例) 3月20日が治療終了日

⇒ 5月20日が申請期限日です。

<例>

「不妊治療費助成申請に係る証明書」の
下の部分に治療期間が記載されます。

その他特記事項
○今回の治療期間 平成31年 1月 4日 ～ 平成31年 3月20日
※領受前日に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。
○日本産科婦人科学会UMIN個別調査票登録の有無
有 → 症例登録番号※2 ()
無
主治医氏名 _____ 印
(主治医が自署若しくは記名押印)

4 助成の対象となる治療と助成対象範囲

(1) 体外受精・顕微授精の治療内容と助成対象範囲(一部省略) ※網掛け部分が1回の治療の対象になる治療

治療内容	採卵まで			採卵 (夫)	受精 (前培養・媒精 (顕微授精)・培養)	新鮮胚移植		胚凍結	胚移植			妊娠の 確認 (胚移植 のおおむね2週間後)	助成対象範囲	助成の 上限額 (円)
	(点鼻薬) ※1	(注射) ※1	採卵			胚移植	補充療法 黄体期		薬品投与 ※1	胚移植	補充療法 黄体期			
平均所要日数〔日〕	14	10	1	1	2~5	1	10		7~10	1	10	1		
A 新鮮胚移植を実施													助成対象	150,000
B 凍結胚移植を実施													助成対象	150,000
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													助成対象	75,000
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象	150,000
E 受精できず(または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止)													助成対象	150,000
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象	75,000
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外	-
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外	-

※1 (自然周期で行う場合もあり)

(2) 男性不妊治療について

男性不妊治療の対象となるのは、以下の手術療法となります。

- ・ 精巣内精子回収法(TESE) ・ 精巣上体精子吸引法(MESA)
- ・ 精巣内精子吸引法(TESA) ・ 経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)

※男性不妊治療費助成の申請における注意事項

- ・ 特定不妊治療費助成の妻の助成上限回数範囲内で、助成を受けられます。
- ・ 指定医療機関又は指定医療機関に紹介された医療機関において実施した手術に限ります。
- ・ 特定不妊治療費助成の申請と同時に申請する必要があり、原則男性不妊治療単独での申請はできません。ただし、採卵実施前に男性不妊治療を行ったが精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため、治療を中止した場合のみ助成の対象となります。

5 助成額

1回の治療の費用に対して、以下の金額が上限額となります。

(1) 初めての申請に限り30万円まで助成します。(ただし、治療内容C及びFは除きます)

広島市及び他の自治体で一度も助成を受けていない方に限ります。なお、以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合や、採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は、助成上限額は7万5千円となります。

(2) 2回目以降の申請に対して、15万円まで助成します。ただし、治療内容C及びFについては、7万5千円までとなります。

(3) 特定不妊治療のうち、男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき15万円まで助成します。(ただし、治療内容Cは除きます)

(4) (3)のうち初回の治療に限り30万円まで助成します。(平成31年4月1日以降に治療が開始されたもの)

6 申請に必要な提出書類

- ① 不妊治療費助成金申請書(様式第11号)
 - ・ 申請書には、申請者の認印が必要です。(スタンプ式印は不可)。
 - ・ 振込先の口座名義は申請者としてください。
 - ・ 消えるボールペンでの記載は不可です。
 - ・ 通帳等をご確認のうえ、楷書ではっきりと記載してください。
- ② 不妊治療費助成申請に係る証明書(指定医療機関による証明)



③ 医療機関発行の領収書の写し

- ・治療期間中の領収書をすべて添えてください。
- ・入院中の食費、差額ベッド代、文書料等は助成の対象になりません。

④ 夫及び妻の両方の所得額を証明する書類

以下の書類が必要です。

書 類	備 考
市民税・県民税課税台帳記載事項証明書 (所得控除額の記載があるもの)	4 ~ 5月に申請する場合は、前年度分 6 ~ 3月に申請する場合は、当年度分

*前回の申請の時期により提出を省略できる場合があります。詳しくは、前回申請の承認通知書に記載していますので、申請の際に窓口へご持参下さい。

*所得のない方も「所得額0」と記載された所得証明書が必要です。

⑤ 夫婦の住所及び夫婦であることを証明できる書類

提出書類が世帯により異なります。次のいずれの区分かを確認し、必要な書類を全て提出してください。

区 分	必 要 書 類	
夫婦が同一世帯の場合	世帯主が夫または妻の場合	・ 住民票(続柄の記載必要、夫婦が世帯構成員として記載されているもの) ・ 戸籍謄本(広島市で初めて申請する時及び第2子以降の広島市独自助成制度を初めて申請する時)
	世帯主が夫婦以外の方の場合	・ 住民票(夫婦が世帯構成員として記載されているもの) ・ 戸籍謄本(住民票提出時は一緒に提出)
夫婦が別世帯の場合	・ 住民票(夫と妻のそれぞれが必要です) ・ 戸籍謄本(住民票提出時は一緒に提出)	

*発行日が3か月以内のものをご提出ください。

*夫婦の両方が外国籍の場合であり、かつ別世帯の場合で夫婦であることが確認できない場合は、他に婚姻証明書等の写しが必要です。

*前回書類を提出されてから3か月以内の申請では、提出を省略できる場合があります。詳しくは、前回申請の承認通知書に記載してありますので、申請の際に窓口へご持参下さい。
(ただし、前回提出された書類の内容に変更がある場合は、再度提出をお願いします。)

①不妊治療費助成金申請書 ②不妊治療費助成申請に係る証明書 については、本市ホームページからダウンロードできます。

7 広島市不妊治療費助成事業の指定医療機関 平成31年4月1日現在

体外受精	顕微授精	指定医療機関	郵便番号	所 在 地	電話番号
○	○	竹中産婦人科クリニック	730-0017	広島市中区鉄砲町 9-10 湯浅ビル 2 階	082-502-8212
○	○	絹谷産婦人科	730-0035	広島市中区本通 8-23 本通ヒルズ 4 階	082-247-6399
○	○	広島HARTクリニック	732-0822	広島市南区松原町 3-1 301	082-567-3866
○	○	県立広島病院	734-8551	広島市南区宇品神田一丁目 5-54	082-254-1818
○	○	香月産婦人科	733-0812	広島市西区己斐本町二丁目 14-24	082-272-5588
○	○	IVFクリニックひろしま	732-0822	広島市南区松原町 5-1 BIG FRONT ひろしま 4F	082-264-1131
○	○	広島中央通り香月産婦人科	730-0029	広島市中区三川町 7-1	082-546-2555

* 指定医療機関についての問い合わせ:こども未来局こども・家庭支援課(電話 082-504-2623)

* 上記のほか、広島市以外の都道府県市が指定している医療機関も、本市の指定医療機関とみなします。

8 広島市独自助成（第2子以降の特定不妊治療に対する助成制度）について

(1) 対象者

特定不妊治療費助成事業による助成を受けて出産し、第2子以降の出産のための特定不妊治療を平成29年4月1日以降に受けたご夫婦 * その他の要件は現行制度と同じです。

(2) 助成回数

子どもごとの初回申請の治療初日の妻の年齢が

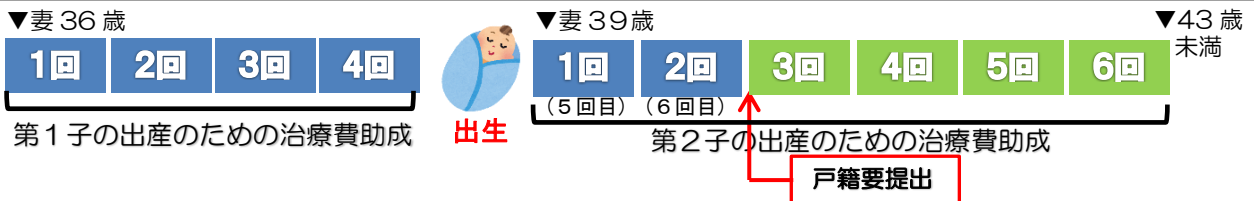
- ①40歳未満の場合、43歳になるまで、子どもごとに通算6回まで
- ②40歳以上43歳未満の場合、43歳になるまで、子どもごとに通算3回まで

【例】

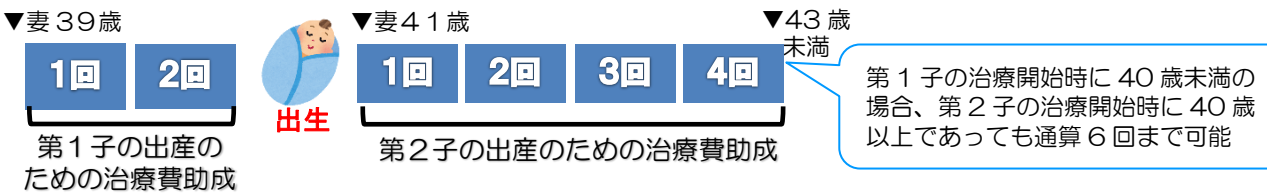
■・・・通常の助成

■・・・広島市独自助成

①初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満 第2子以降のための治療開始時の妻年齢が40歳未満



②初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満 第2子以降のための治療開始時の妻年齢が40歳以上



※上記の例のように、第2子以降の治療費助成でも、広島市独自助成を受けることができない場合もあります。

③初回の治療開始時の妻の年齢が40歳以上 第2子以降のための治療開始時の妻年齢が40歳以上



(3) 助成金額

1回の治療につき、上限15万円(ただし、治療内容C及びFについては、7万5千円までとなります。)

(4) 申請に必要な書類

広島市独自助成分を申請する場合は、その初回の申請時に戸籍謄本が必要です。(第2子以降の治療費助成であることを確認するため)その他の提出書類については、現行の制度と同じです。

申請・相談窓口一覧

中保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市中区大手町四丁目1番1号	TEL082-504-2109
東保健センター (地域支えあい課 地域支援第一係・第二係)	広島市東区東蟹屋町9番34号	TEL082-568-7735 TEL082-568-7729
南保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市南区皆実町一丁目4番46号	TEL082-250-4133
西保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市西区福島町二丁目24番1号	TEL082-294-6384
安佐南保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市安佐南区中須一丁目38番13号	TEL082-831-4944
安佐北保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市安佐北区可部三丁目19番22号	TEL082-819-0616
安芸保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市安芸区船越南三丁目2番16号	TEL082-821-2820
佐伯保健センター(保健福祉課 保健指導係)	広島市佐伯区海老園一丁目4番5号	TEL082-943-9733

* お住まいの区に申請・相談をしてください。